

聖泉大学紀要委員会規程

(設置)

第1条 聖泉大学学則第9条に基づき、紀要委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、聖泉大学人間学部における学術研究の成果を発行するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 紀要（聖泉論叢）の編集および発行
- (2) その他の学術資料の発行
- (3) 他の大学および学術教育機関との学術資料の交換
- (4) その他（1）～（3）に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 紀要委員長
- (2) 本学部教員から2名
- (3) 学務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教授または准教授の中より学長がこれを任命する。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部長が指名する所轄部署において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

付則

この規程は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

付則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。

付則

この規程は、平成 24 年 8 月 9 日から施行する。

付則

この規程は、平成 29 年 3 月 14 日から施行する。

聖泉論叢（聖泉大学紀要）編集細則

1. 聖泉論叢の編集は、紀要委員会（以下、委員会という）が行う。
2. 聖泉論叢は、年 1 回、年度内に発行する。
3. 聖泉論叢は、本学部教員の学術研究の推進および他の大学ならびに学術教育機関との交流を図ることを目的として発行する。
4. 投稿原稿は、次の基準に従うものとする。
 - (1) 本学部教育職員（非常勤講師を含む）、およびその者と共同研究者が連名で投稿する原稿
 - (2) 本学部の各学科・センターの専門分野に関する学術論文
 - (3) 聖泉論叢（聖泉大学紀要）執筆要項の条件に従う原稿
 - (4) 国立情報学研究所の Web に掲載公開されることを了承した原稿
5. 投稿原稿は、論文と研究ノートとする。
6. 投稿原稿は、紀要委員会が依頼した査読者の審査を経た上で、紀要委員会の承認を経て掲載する。
7. 著作権

「聖泉論叢」に掲載された掲載論文、研究ノートの著作権は著者に帰属する。
8. 原稿の電子化および電子化の許諾

国立情報学研究所は、聖泉大学からの申請に基づき、本紀要に掲載された原稿の一部又は全部を電子的に蓄積し、同研究所が行う情報提供サービスにより公開することができる。公開された内容について及び当該サービスの利用者が公開された内容を利用した結果について、聖泉大学

は一切その責任を負わない。

投稿原稿の著者は、当該原稿の著作権者として、投稿に際し、前項について同意するものとする。特別な事情により前項前段について同意することが困難な場合は、著者と聖泉大学との間で協議の上措置する。

付 則

この細則は、平成 16 年 7 月 27 日から実施する。

付 則

この細則は、平成 19 年 12 月 20 日から実施する。

付 則

この細則は、平成 23 年 10 月 26 日から実施する。

付 則

この細則は、平成 24 年 8 月 9 日から実施する。

付 則

この細則は、平成 29 年 3 月 14 日から実施する。

聖泉論叢（聖泉大学紀要）執筆要項

1. 原稿の提出および受理年月日

締切日までに原稿のデータファイルを提出する。紀要委員会担当者の受付の日を原稿の受理年月日とする。

2. 使用言語

投稿は日本語あるいは英語を原則とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

3. 原稿の書式

原稿（A4 版）は原則横書きとし、邦文原稿は、1 ページ当たり、1 行 34 字、28 行、欧文原稿は、1 ページ当たり、1 行 76 字、28 行とする。ただし、編集委員会が認めた場合は、縦書きも可とする。

4. 原稿の枚数

枚数の上限は、執筆要項 3 に基づく文字数（邦文：34 字×28 行、欧文：76 字×28 行）で、図・表を含めた状態で 20 ページ以内とする。編集上支障がある場合は、投稿者は編集委員会の決

定に従う。

5. 表紙

1)表紙には、論文、研究ノート等の種別、表題、著者名、要約または要旨およびキーワードを記載する。邦文原稿には、邦文表題・邦文著者名の他に欧文表題・欧文著者名を、欧文原稿には欧文表題・欧文著者名の他に邦文表題・邦文著者名をそれぞれ付記する。

2)要約は10行以内、キーワードは8語以内を原則とする。

6. 章、節などの見出し

章、節などの見出し区分はポイント・システムを用いるのが望ましい。

第1章 → 1.

第1章、第2節 → 1.2

7. 数字等の表記

1)本文中の数字は、原則として、アラビア数字を用い（ただし、概数・化合物の名称・熟語・成句・固有名詞・数の意味が全くないもの等は和数字を用いる）、アラビア数字が2文字以上続く場合は、数字2字で原稿用紙1文字分とする。

2)句読点はカンマ（,）とマル（。）を用い、符号（,・「」『』（）～等）は1文字分とする。

8. 図表

図と表は1枚ずつ別紙に作成し、それぞれに通し番号と表題を付ける。さらに、本文原稿の右余白部に、各図・表の挿入位置がわかるように図・表番号を記入する。原則として、図の表題は図の下に、表の表題は表の上に記すものとする。

9. 注

1)注は、本文の当該箇所の上肩に括弧付きの通し番号を付け、本文末尾に対応する注釈、引用・参考文献などを番号順に列記する。

2)注の記載については、専門分野により異なるため、それぞれの学会の方式に従ってもよい。

10. 文献

1)本文の末尾に、文献を引用した順序または著者（编者）名の五十音順、アルファベット順などに従って文献を記載する。

2)引用・参考文献については、邦文・欧文ともに、図書の場合は、著者名、書名、出版社名、発行年、引用ページの順に記載し、雑誌論文の場合は、著者名、論文名、雑誌名[巻・号数]、発行年、引用ページの順序に記載する。

3)邦文の場合、書名、雑誌名、新聞名は二重引用符（『』）、論文名は一重引用符（「」）で示すものとする。

欧文の場合書名、雑誌名、新聞名はイタリックで、論文名は引用符（“ ”）で示すものとする。

4)インターネット資料を引用・参考文献とする場合、少なくともサイト URL、情報取得日を記載する。

5)その他、引用・参考文献の記載については科学技術情報流通技術基準に準拠するものとする。

6)引用・参考文献の記載については、専門分野により異なるため、それぞれの学会の方式に従ってもよい。

11. 校正

著者による校正は原則として初校および再校とする。

12. 別刷

投稿の際、必要部数を申し込むものとする。30部を超えて必要な場合は有料とする。

付 則

この要項は、2004年7月作成

付 則

この要項は、2005年12月一部修正

付 則

この要項は、2008年8月5日一部修正

付 則

この要項は、2009年1月8日一部修正

付 則

この要項は、2017年3月14日一部修正

2017年度 紀要委員

山口 隆介 谷口 麻起子 山堀 貴彦